三　令和四年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和四年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和四年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和四年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 ＋ B

算式の符号

［略］

B　令和３年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和四年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和四年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

２　令和四年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　［略］

２　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該新市町村の地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額を当該合併関係市町村の人口によつて按分した額とする。

［削る］

［削る］

三　令和三年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和三年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和三年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和三年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

A × 0.75 ＋ B

算式の符号

［同左］

B　令和２年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和三年改正前の省令第三十七条の四の二の額

［新設］

２　令和三年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　［同上］

２　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、第一号から第三号に掲げる額の合算額とする。

一　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この条において「地方特例交付金法」という。）第二条第二項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額を当該合併関係市町村の人口によつて按分した額

二　当該合併関係市町村に係るイ及びハに掲げる額の合算額（当該新団体が指定都市である合併関係市町村にあつては、当該額に当該合併関係市町村に係るロに掲げる額を加算した額）

イ　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金法第二条第二項に規定する自動車税減収補塡特